

## 令和4年度(2022年度)熊本市障害者施策推進協議会議事録

### ○ 日 時

令和4年(2022年)10月3日(月)14時～16時

### ○ 場 所

熊本市役所 議会棟2階 予算決算委員会室

### ○ 出席委員(順不同)

山田勝久委員(副会長)、松村委員、福富委員、多門委員、西委員、宮田委員、水田委員、作田委員、米澤委員、竹内委員、丸住委員、日隈委員、遠藤委員、村上委員、山田浩三委員、玉垣委員、小山委員、古閑委員、松本委員

### ○ 欠席委員

相藤委員(会長)

### ○ 次第

1 開会

2 事務局挨拶

3 委員紹介

4 議事

(1) 熊本市障がい者生活プランに関する施策の実施状況等について

(2) 第6期熊本市障がい福祉計画及び第2期熊本市障がい児福祉計画の達成状況等について

(3) その他

5 閉会

### ○ 配布資料

・ 次第

・ 委員名簿

・ 席次表

・ 熊本市障害者施策推進協議会条例

- ・質問、意見への回答
- ・資料1：熊本市障がい者生活プランに関する施策の実施状況等について
- ・資料2：第6期熊本市障がい福祉計画・第2期熊本市障がい児福祉計画（達成状況等）
- ・資料3：ヘルプマークのストラップの配付について

## 議事

進行	<p>1 開会</p> <p>2 事務局挨拶</p> <p>3 委員変更の紹介</p>
山田副会長	<p>4 議事</p> <p>(1) 熊本市障がい者生活プランに関する施策の実施状況等について</p> <p>それでは早速、議事に入らせていただきます。議事の1 熊本市障がい者生活プランに関する施策の実施状況等について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>熊本市障がい者生活プランは、障害者基本法に規定されている市町村の障害者計画であり、熊本市の障がい福祉施策に関する基本的な事項を定めた計画となっております。計画期間は、令和元年度から令和5年度までの5年間です。</p> <p>まず資料1の1ページ目をご覧ください。このプランは、3つの基本目標と9つの分野別施策に基づいて成り立っております。プランで定めている具体的な取り組みに関しては、毎年度、熊本市障害者施策推進協議会の中で施策の実施状況を報告させていただき、委員の皆様にご検証をいただいております。</p> <p>次に2ページ目をご覧ください。計画の基本目標において、令和3年度に実績値があったものについて説明します。</p> <p>まず基本目標1「障がいへの理解促進と権利擁護」という項目です。2つ目の検証指標である障がい者サポーター登録者数については、令和3年度末で5,100人となっており、すでに令和5年度の目標値を大きく上回っております。要因としては、市内9か所の熊本市障がい者相談支援センターに地域支援員を配置し、障がい者サポーター研修の実施を進めていったことが挙げられます。</p> <p>続いて、基本目標2「質の高い地域生活の実現」についてです。こちらについては、熊本市障がい者相談支援センターの延利用者数を検証指標としています。令和3年度の実績は、22,423人です。ほぼ前年度と同数となっております。</p>

	<p>専門性の高い困難ケースへの対応や、各種相談に応じながら適切な支援を行っている状況です。</p> <p>続いて、3ページ目をご覧ください。3ページから5ページにかけては、プランの具体的な取り組みに関する評価の一覧表を掲載しています。</p> <p>続いて、6ページをご覧ください。6ページ以降については、具体的な取り組みの進捗状況を掲載しています。本資料は、事前に委員の皆様へ送付しておりますので、それぞれの取り組みの詳細に関する説明は省略させていただきます。</p> <p>ここからは、委員の皆様から事前に頂いたご意見・ご質問について、資料「質問・意見への回答」に沿って回答してまいります。回答はそれぞれの担当課からご説明します。※「質問・意見への回答」参照</p>
山田副会長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明に関して、ご質問はありませんか。</p>
日隈委員	<p>「質問・意見への回答」9項目の大学就学支援については、実際に改善に向けた検討をされているとのことで、引き続きよろしく申し上げます。</p> <p>6項目の福祉人材不足については、法律の壁があることは理解していますが、介護の現場では、もともと人材不足であるところに新型コロナウイルスの影響を受け、非常に厳しい状況が続いています。重篤化しないと言われていても、万が一のため、発熱したら陰性が分かるまで現場に戻れません。一日一日どうやって回していくのかという状況です。本気になって検討をよろしく申し上げます。</p>
山田副会長	<p>事務局の方からよろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>貴重なご意見をありがとうございます。今現在、ヘルパー等の育成については、しごとづくり推進室の事業において育成に努めております。今後も、障がい保健福祉課や介護保険課等の関係課が連携しながら検討を進めていきたいと考えております。</p>
山田副会長	<p>ありがとうございます。他にご質問等ございませんか。</p>
宮田委員	<p>私自身、訪問介護事業所を運営したことがあり、ケアマネージャーとして障がい者と関わってきたため、日隈委員が挙げた問題は身近に感じています。そもそも介護給付と賃金があまりにも低いため、担い手も少ないという問題があります。この問題は、熊本市だけで解決できる問題ではありませんが、そういう問題があるということを知っていただきたいと思います。</p> <p>また、重度訪問介護について言うと、人によって条件が多様変わってきます。重度訪問介護を使うと他の身体介護がうまく使えないという仕組みの問題があるのです。ガイドライン等があるのだとは思いますが、もっと本人のニーズに則した介護提供についての観点が入ってこない、具体的な解決</p>

	<p>はできないと思います。本当に困っている事例の数は少ないため、個別対応もできないことはありません。介護保険が始まる前は、世田谷方式のように、困難事例に対して特別な体制をとる仕組みがありました。技術的にも難しいことではないため、制度の中でどのように実施できるのかということ掘り下げる必要があるかと思います。</p>
山田副会長	<p>ありがとうございました。法規上の運用と個人のニーズについて、どうバランスをとるかというご意見だったかと思いますが、事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>世田谷方式も含めて様々なやり方があると考えています。他都市の取り組み等も参考にしながら、より良い方法がないか検討していきます。</p>
山田副会長	<p>ありがとうございます。他にご質問等ございませんか。</p>
松村委員	<p>「質問・意見への回答」1 ページ目の「③地域に対する広報・啓発活動」について、8 件の具体的な内容が示されており、その中で障がい者施策に関わるものとしては、⑦の乗り合いタクシー制度の見直しが該当しますとの説明でしたが、つまり他の 7 つについては障がい者施策とは関係のない内容ということでしょうか。</p>
山田副会長	<p>事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>こちらの内容については、確認してまた回答させていただきます。</p>
松村委員	<p>当会議は、熊本市障がい者生活プランの進捗状況を確認するための機会であり、その報告の場であると理解しております。しかし、報告内容がプランにどう関わっているのかということが分からないと、検証の仕様がありません。</p> <p>また、「質問・意見への回答」3 ページ目の「⑥福祉避難所の拡充及び福祉子ども避難所の整備」について、避難訓練を定期的には実施することは大事なことです。市内に居住しながら市外の支援学校に通学している子どもたちや、市内の支援学校を卒業した方、そして、支援学校に通学していない配慮が必要な方たちもいます。そのような、指定避難所では安心安全な避難生活がしづらいという方たちのために、福祉子ども避難所の対象者を「在校生とその家族等」としているはずですが、そのため、在校生だけに呼びかけて訓練を実施しているのであれば、福祉子ども避難所にどのような人が受け入れられ、地域の方とどのように関わって避難生活を送るのかということが、周知できないのではないのでしょうか。本当に災害が発生した時にトラブルなく運用できるよう、この避難訓練のあり方を今一度ご検討いただきたいと思います。</p>
山田副会長	<p>ありがとうございました。事務局から何かあればお願いします。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。まず、福祉子ども避難所に直接避難ができるのは、</p>

	<p>在校生とその家族、そして、地域の未就学の障がい児とその家族です。市外の支援学校に通われている方や、支援学校に通学していない配慮が必要な方については、まずは各指定避難所の要配慮者等スペースに避難していただき、各区役所の保健師によるトリアージ後に、必要に応じて福祉避難所または福祉子ども避難所に移動していただくことになっております。</p> <p>避難訓練については、在校生とその家族、熊本市の避難所担当職員、学校の先生方に呼びかけて実施しているところですが、今後は、地域の自治会等の協力や理解を得たうえで、地域の方にも参加していただけるような避難訓練を実施していきたいと考えております。</p>
松村委員	我々も、行政任せにせず、様々な形で協力をしていきたいと考えております。よろしく申し上げます。
山田副会長	ありがとうございました。その他ご質問等はございませんでしょうか。
西委員	<p>資料1の19ページ「グループホームの利用促進」のところで、グループホームに入りたくても、なかなか入れない、入るところがないという声を聞きます。特に、強度行動障がいをもつお子さんがいる方は、強度行動障がいがあることで断られたこともあるそうです。最近、国の方でも強度行動障がい特化したグループホームの必要性について議論が進められていると聞いています。</p> <p>熊本市においても、「強度行動障害判断基準項目」というものが打ち出されていたので、熊本市として強度行動障がいのある方が何人いらっしゃるのかを調査・公表していただいて、それを基に、強度行動障がい特化したグループホームがどれだけ必要なのかというデータを把握し、プランの政策等に反映させていただきたいと思います。</p>
宮田委員	西委員のご意見について、私もグループホームを運営しているため、この問題を深刻に受け止めております。住まいに関しては、KP5000のほかに、熊本市居住支援協議会（セーフラネット）も活用されています。また、この問題に関しては、相談支援事業所と連携して、どうやったらグループホームの供給量を確保できるのか、あるいはどうやってグループホーム利用者に対する支援の質を高めていくのかを考え、整理する必要があります。整理の観点としては、障がい特性に応じた支援体制・受け皿の供給量・支援の質・費用の4つがあります。熊本市でこの問題を話し合う場を設け、相談支援事業所や当事者が持っている情報等を聞きながら整理してみてもどうかと思います。
山田副会長	ありがとうございました。強度行動障がい特化したグループホームをどう整備していくか、そして供給量と質をどう担保していくかという問題提起だったかと思いますが、事務局いかがでしょうか。

事務局	<p>ご意見ありがとうございます。本市としても、強度行動障がいに特化したグループホームを必要としている方がいらっしゃるという状況やご意見を踏まえ、相談支援事業所や共同生活援助事業所をしている方に話を聞きながら、今後の方針や政策等に反映させていきたいと考えております。また、グループホームの建設等にも力を入れていき、地域移行支援を進めていきます。今後ともご支援のほどよろしくお願いいたします。</p>
山田副会長	<p>ありがとうございました。それでは時間が参りましたので、次に移りたいと思います。</p>
山田副会長	<p><b>(2) 第6期熊本市障がい福祉計画及び第2期熊本市障がい児福祉計画の達成状況等について</b></p> <p>議事の2 第6期熊本市障がい福祉計画及び第2期熊本市障がい児福祉計画の達成状況等について、事務局よりご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法において国が定める基本方針に基づいて、都道府県・市町村が3年ごとに定める計画です。現在の福祉計画の計画期間は、令和2年度から令和5年度の3年間となっております。資料2の目次をご覧ください。内容としては、令和5年度の成果目標と、障害福祉サービスの見込量の算出を行い、その見込量を確保するための方策を定めるものとなっております。毎年度、熊本市障害者施策推進協議会において進捗状況の報告をしています。今回は、障がい者数の現状や令和5年度成果目標に対する現時点の実績、また、障害福祉サービス等の必要量の見込みに対する実績、最後に地域生活支援事業の必要量の見込みに対する実績等を整理しております。</p> <p>資料について2点修正があります。</p> <p>まず、9ページ(3)において、令和3年度実績を「調査中」と記載しておりますが、「81.5人」に修正をお願いします。</p> <p>続いて、10ページ②において、令和3年度実績を「調査中」と記載しておりますが、「69.2%」に修正をお願いします。</p> <p>また、この資料は、委員の皆様へ事前送付しておりますので、詳細の説明は省略させていただきます。先ほどのプランと同様に、委員の皆様からいただいたご質問とご意見については、資料に沿ってそれぞれの担当課から回答させていただきます。※「質問・意見への回答」参照</p>
山田副会長	<p>ありがとうございました。質問・意見の項目12番～15番までに対する事務局からの回答でしたが、ご質問等ございましたらお願いします。</p>
松村委員	<p>熊本市障がい者生活プランも、第6期熊本市障がい福祉計画及び第2期熊本市障がい児福祉計画も、計画期間が令和5年度までということであれば、次期計画を策定する来年度中には、グループホームを含めて、障がい者が地</p>

	<p>域で暮らすことに関する施策の方向性を検討する場をつくり、計画にどう反映させるのかを考えなければならないと思います。また、反映させるための基礎情報については、どのような観点から情報を整理すべきなのか、どのように情報を収集するのも考えなければなりません。意見を聴取・共有するだけでなく、どう活かしていくか具体的な内容を検討する時期に来ていると思います。来年度に向けてそういった具体的な検討の場を設けていただきたいです。</p>
山田副会長	<p>ありがとうございました。グループホームを含めた障がい者の地域移行について、次期計画の策定に向けた具体的な検討の場を設けるというご提案だったかと思いますが、事務局いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおり、来年度は、障がい者生活プランと障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定年度となっております。次期計画の策定にあたっては、グループホームを含め、地域移行支援に関する皆さまの多様なご意見をいただきながら計画へ反映させていきたいと考えております。よろしく申し上げます。</p>
山田副会長	<p>ありがとうございました。その他何かございませんか。</p>
松本委員	<p>「質問・意見への回答」12項目について、就労継続支援A型・B型事業所で訓練を積みば一般就労できるというものではないという現状が、親としては苦しいと感じています。人によっては、A型・B型で収入を得て生きていく、という感覚で利用している方もいらっしゃいます。そのため、A型・B型にどれくらいのお金の差があり、どれくらいの仕事内容があるのかということをもう少し知っていただきたいです。また、希望していたA型事業所が、国の施策により経営の仕方が変わったことで、事業を廃止せざるを得なくなった事例もあります。他にも事業所はたくさんありますが、自分だけの力で事業所を探すことは現実的に難しいです。</p> <p>このような内情を分かっていたくとともに、事業を廃止せざるを得ない事業所等があるという状況も知っていただきたいと思います。</p>
山田副会長	<p>ありがとうございました。就労継続支援A型・B型についてのご指摘でした。障がいのある方の働く権利をいかに守っていくかということにつながるようなご指摘だったかと思いますが、事務局いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>ご意見ありがとうございます。本市としても、就労継続支援A型・B型事業所は、働くために必要な能力を身につける訓練の場ということで位置づけていますが、確かに利用者の方にとっては、働く喜び等を感じていただく場でもあると認識しています。今後このようなご意見を聞きながら、国の施策とのバランスをとりつつ、利用者の方が働いていて嬉しいと思えるようなサービスにつなげていけるよう考えていきます。</p>

宮田委員	<p>発達障がいや精神障がいの方には、「働かなければいけない」という就労強迫観念があります。例えば、この観念に駆られて A 型を利用し始めると、3 か月ほどでうまくいかなくなります。しかし、その原因が自分の障がい特性であることは認めたくないため、事業所の職員や運営体制が悪いと本人は考えます。そして、別の A 型を 3 か月利用します。要は、同じことの繰り返しです。仕事が続かない原因を事業所のせいにして、また別の A 型に行きます。そして、最後に行きつくのは病院です。</p> <p>このような方たちをたくさん見てきましたが、どこに問題があるかというところ、「就労強迫観念」に問題があるのです。まず、障害者総合支援法により、「就労」と「生活」の課題を切り分けられてしまいました。そして、今あるほとんどの就労系事業所が、働く支援をしています。これは良いことの反面、当事者にとっては「働け」という幻聴に聞こえるのです。そして、このような観念に駆られていると、A 型を利用する人は、B 型を利用する人をさげすみ、障がい者同士の差別が生じることもあります。</p> <p>私は、制度自体を変える必要があると考えています。「就労」も「生活」も選択です。同時にできれば良いですが、それができなくて困っている人たちをどうするのかというのが本来の考え方だと思います。そういった観点でこの A 型・B 型問題を見ていただきたいです。次期計画の策定は、このことをしっかり現場の方と話し合っ進めていくべきだと考えます。</p>
山田副会長	ありがとうございます。事務局から何かございますか。
事務局	本市としては、総量規制を行っており、今後もそういった方式でやっていこうと考えているところですが、またいろいろな方にご意見賜りたいと思います。また、働く方自身のご意見等もあるかと思しますので、そのあたりも踏まえながら今後の施策に生かしていきたいと考えております。
山田副会長	ありがとうございます。それでは時間がまいりましたので、次に移ります。
山田副会長	<p><b>(3) その他</b></p> <p>議事の 3、その他として、事務局よりご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ヘルプマークストラップの配布についてご報告させていただきます。まず、ヘルプマークは、外見から分かりにくい障がいのある方などが、周囲の人に助けを必要としていることを知らせるためのマークです。熊本市では平成 29 年の 8 月からヘルプカードの配布をしております。今年の 4 月から、熊本県の協力を得て、ヘルプマークのストラップの配布も始めました。配布場所は、障がい保健福祉課、各区福祉課、熊本市障がい者相談支援センター等です。多くの人に、ヘルプマークの意味を理解していただくため、今後も引き続き周知啓発に取り組んでいきます。</p>
山田副会長	ただいまの説明に対してご意見等があればお願いします。

山田委員	様々な広告媒体で周知いただいていることは認識しておりますが、実際の場面でどのような対応をすれば良いのかが分かる行動基準のようなものがあると、当事者の方にとっては大変助かるものになると思います。少なくとも公共交通機関の運転手や関係者の方には、場面に応じた対応方法等を周知していただきたいと思います。
事務局	今年度は特に、公共交通機関との連携には力を入れており、ポスターやステッカーの掲示について話を進めているところです。また、今ご提案があったように、運転手の方に、想定される事例をお伝えしながら周知に取り組んでまいりたいと考えております。
福富委員	ヘルプマークの意味を理解していない方が多く、周知が行き届いていないように感じます。身に付けていても、「それはどのような意味があるのですか？」と聞かれることもあります。内部疾患や難病の方たちが、周りから手を貸してもらいやすくなるよう、もう少し周知に力を入れていただきたいと思います。
事務局	周知がまだまだ足りていないところは、我々も実感しているところです。今後も啓発活動に力を入れていきます。
山田副会長	以上で、本日予定されている全ての議事が終わりました。ありがとうございました。進行を事務局へお返しします。
進行	<b>5 閉会</b>